福島のぶゆき国会日誌

＜緊張感をもって挑む臨時国会＞

今国会から所属する厚生労働委員会では、大麻取締法等改正法案の審議が行われます。閣議決定された法案を条文に沿って説明いただきました。大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするとともに、これまで法律上の規定がなかった大麻の使用に禁止規定と罰則を設けることを主な内容としております。基本的な方向性に異議はありませんが、大麻の使用を新たに規制する根拠や、規制がかからないとされる大麻草由来製品の規制のあり方について、条文ベースの確認をしてまいります。

＜地元からの要望＞

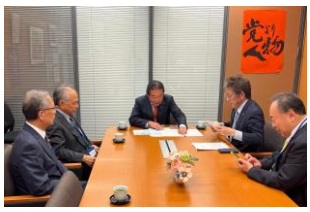

24 日、税理士政治連盟の役員の皆さんが税制改正に関する要望を携えて説明にいらっしゃいました。インボイス制度の導入前には、国税庁からの圧力があったのかインボイス関連の要望が取り下げられていたのが、今年から再びインボイス導入の理由となっている「消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと」などが重点要望として加えられていました。税の専門家からも反対されているインボイス制度。消費税の税制の根本から見直さなければなりません。

25 日、日本退職公務員連盟全国総会に合わせて、選挙区内の各市の支部の皆さんが議員会館に要望書を持っていらっしゃいました。

＜試される日本外交　日本パレスチナ友好議員連盟＞

24 日、日本パレスチナ友好議員連盟が開かれ、ワリード・シアム駐日パレスチナ大使から最新のパレスチナ情勢についてお話を伺いました。「国際世論はハマスを非難するだけでパレスチナ人のことを考えていない。ハマスとパレスチナは別だ。多くのパレスチナ人は、ハマスにいなくなってほしいと思っている。私も、その一人だ。ハマスを罰するために、パレスチナ人を罰するのはやめてほしい」と発言されました。

国連加盟国の 100 ヶ国以上がパレスチナを国家として承認している中で、日本は他の G７諸国と同様にパレスチナを国家として承認していません。歴史的にユダヤ人問題を抱えていない G７唯一の国の日本がやれることは多くあるはずだ。今こそアメリカから自立した日本の外交が試されています。

＜副会長に就任　人権外交を超党派で考える議員連盟＞

25 日、新たに副会長を仰せつかった「人権外交を超党派で考える議員連盟」では、ウクライナとガザ地区における人権の状況について、外務省や法務省からヒアリングを行いました。

私からは、欧米諸国と異なる立場にある日本として、イスラエル・ハマス間の紛争でのイスラエル人、パレスチナ人の人権を守るための意思を国会として決議すべきと発言いたしました。

＜国会見学　水戸市立千波小学校　水戸市立内原小学校＞

27 日、水戸市立千波小学校と水戸市立内原小学校の皆さんが国会見学にお見えになりました。国会の役割や選挙について説明いたしました。

衆議院議員 福島伸享事務所【国会事務所】〒100-8982　東京都千代田区永田町 2-1-2　衆議院第二議員会館 419 号　☎ 03 - 3508 - 7262